第60回『社会を明るくする運動』

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

『社会を明るくする運動』は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

八街市実施委員会では7月を強調月間として、犯罪や非行を抑止する力や再犯を防止する力を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりを目指し、次の運動を行います。

◎広報車による市内広報活動

とき　7月2日(金)
午前9時～午後3時

◎街頭PR活動

とき　7月2日(金)
午後4時～午後6時30分
ところ　JR八街駅・市内の各スーパーマーケット

※この運動をPRするため、リーフレットやポケットティッシュなどを市民の方に配布します。

◎講演会

とき　7月4日(日)
午後1時30分～午後4時
ところ　市中央公民館
講　師　青少年アドバイザー
小野寺百合子氏

※入場無料。お気軽にご参加ください。

詳しくは、市役所厚生課☎443―1622へ。

市郷土資料館に音声ガイドシステム導入

この音声ガイドシステムは、郷土資料館の展示解説をヘッドホンを通して聞くことが出来るシステムで、使用料は無料です。

この機会に、ぜひ郷土資料館へご来館ください。

詳しくは、市郷土資料館☎443―1726へ。

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です

動物の正しい飼い方を普及・啓発し、動物による危害や被害を未然に防止するため、6月1日から30日まで県下一斉に「動物の正しい飼い方推進月間」が実施されます。

動物を飼っている方は、次の事項を守りましょう。

○捨て犬・捨て猫の禁止

捨て犬・捨て猫による苦情が多く寄せられています。ペットは、家族の一員として終生飼うようにし、決して捨ててはいけません。

動物をみだりに捨てると、「動物の愛護および管理に関する法律」により罰せられます。

○避妊・去勢のすすめ

犬や猫を飼っている方で、繁殖を希望しない方は、不幸な命が生み出されないよう、避妊・去勢手術を受けることをおすすめします。

○犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは、農作物の被害や事故の原因となります。

犬の放し飼いは絶対にしないでください。

○犬の散歩はエチケットを守りましょう

散歩時の排泄物は飼い主の責任で始末してください。

また、散歩時は引き綱をつけて、犬の急な動きを制御できる人が連れて行きましょう。

○しつけの実施

他人に迷惑をかけることのないよう、飼い主の方は、必ずしつけをしましょう。

○危険な動物の飼育許可

毒へびやワニなど、人に危害を加える恐れのある危険な動物を飼う場合は、県知事の許可が必要です。

※やむを得ない理由により、どうしても飼えなくなった犬・猫の引き取りについては、千葉県動物愛護センター（☎0476―93―5711）にご相談ください。

詳しくは、市役所環境課☎443―1406へ。

ペット用の防災用品も用意しましょう

地震や火災、水害などの災害時に、ペットでのトラブルが起きないよう、飼い主の方は、日ごろからペットのしつけに努めるとともに、避難用のケージやキャリアケース、ペットフード、ペット用衛生用品、連絡先を明記した迷子札など、ペット用の防災用品を用意しておきましょう。

詳しくは、市役所環境課☎443―1406へ。

資源物の抜き取り禁止条例が制定されました

市では、ごみの分別収集を推進し、資源化に取り組んでいますが、市の委託業者以外の者により、市の財源となる資源物の抜き取りが行われているとの連絡が寄せられるようになりました。

資源物の収集量も減少していることから、抜き取りを禁止し、罰則を適用する条例を制定し、7月1日から施行することとなりました。

詳しくは、市役所環境課☎443―1406へ。

犬の登録や予防接種を忘れていませんか

生後91日以降の犬は、狂犬病予防法で生涯1度の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。

また、迷い犬を保護したときなどは、登録時にお渡しする鑑札や予防注射時にお渡しする注射済票で、飼い主の方を検索・断定することができますが、鑑札などがついていない犬が最近多数保護されています。

大切な愛犬を狂犬病などから守るためにも、犬の登録と狂犬病予防注射は必ず行い、鑑札、注射済票を犬につけましょう。

詳しくは、市役所環境課☎443―1406へ。

プラスチック製容器包装の適正分別にご協力を

市では、循環型社会を構築するため、プラスチック製容器包装を分別収集し、資源化しています。

よごれたものや金具、ガラスなどの混入は、製品の品質低下の原因となりますので、「プラスチック製容器包装」の袋の中にプラマークの付いたきれいなプラスチック以外は入れないようにしてください。

皆さんのご協力をお願いします。

詳しくは、市役所環境課☎443―1406へ。

犬のしつけ方教室

とき　毎月第3火曜日
午後1時30分～4時30分
ところ　千葉県動物愛護センター
内　容
・講義　教室開催の目的、関係法令、適正な飼養・健康管理、犬の本能や習性について
・実技　モデル犬による実演、演習

○次の条件に該当する飼い犬は、同伴も可能です

参加条件
・畜犬登録されている犬で、当該年度の狂犬病予防注射を行った犬であること
・混合ワクチン接種を行った健康な犬であること
・参加される飼い主の方が制御できる犬であること

申し込みなど詳しくは、千葉県動物愛護センター☎0476―93―5711へ。

65歳未満で公的年金等にかかる所得を有する給与所得者の徴収方法が変わります

平成21年度は、65歳未満の方の公的年金等にかかる市・県民税額を給与からの特別徴収（天引き）ではなく、納税通知書による普通徴収（個人納付）をしていただいていましたが、平成22年度以降は、他の所得にかかる税額同様、給与所得にかかる税額に加算して給与から特別徴収することになりました。

なお、原則として、平成22年度以降は給与から特別徴収することになりますが、ご本人からの申し出により、普通徴収の方法によって納付していただくこともできます。

詳しくは、市役所課税課☎443―1116へ。